

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	青森県教育委員会
指定したモデル地域名	青森市、五所川原市、八戸市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域（学校設置者）の内訳	学校種別・学校数
青森市	（私立） 幼稚園 30 園、中学校 2 校、高等学校 3 校
	（市立） 小学校 45 校、中学校 19 校
	（県立） 高等学校 10 校、特別支援学校 8 校
五所川原市	（私立） 幼稚園 5 園、高等学校 2 校、
	（市立） 小学校 11 校、中学校 6 校
	（県立） 高等学校 5 校
八戸市	（私立） 幼稚園 23 園、中学校 1 校、高等学校 6 校
	（市立） 小学校 44 校、中学校 24 校、
	（県立） 高等学校 9 校、特別支援学校 4 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本県では、特別支援教育が制度化される以前から、各県立特別支援学校が早期の教育相談に対応するとともに、県内 6 地区ごとに「地区特別支援連携協議会」事務局を県立特別支援学校内に設置し、障害のある幼児児童生徒及び成人への支援の充実を図るための取組を進めるなど、センター的機能を発揮し、地域の特別支援教育委体制の整備に努めてきた。対象校の県立特別支援学校（聴覚障害）は、3 校とも地区特別支援連携協議会の事務局であり、市町村の体制整備における連携の一端を担っている。

モデル地域である 3 市の小・中学校において、校内委員会設置率及び特別支援教育コーディネーター指名率は平成 19 年度以降 100%であり、平成 27 年度における個別の指導計画の作成率は、小学校が 96.0%、中学校が 95.9%と国の平均より高いが、個別の教育支援計画の作成率は、小学校が 63.0%、中学校が 55.1%と国の平均よりも低く、課題となっている。また、特別支援学級の設置率は、小学校が 86.0%、中学校が 91.8%と高い状況にあり、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する適切な指導と必要な支援の充実を図るための体制整備が進められている。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 連絡協議会の開催

対象校 7 校、モデル地域の教育委員会と教育事務所、合理的配慮協力員で組織した連絡協議会を年に 3 回開催した。

交流及び共同学習で行った教科及び回数、社会性や協調性などの対象児童の変化、校内体制の工夫、発展的な内容（地区の行事参加、放課後等の遊び）、実施上の課題、実施状況の評価等について情報共有を行った。

(2) 合理的配慮協力員の派遣

合理的配慮協力員は、昨年度に引き続き、聴覚障害のある児童生徒を対象とする特別支援学校の経験が長く、指導における専門性の高い、元特別支援学校長に委嘱した。合理的配慮協力員からは、交流校での対象児童の合理的配慮に関する検討や、授業参観の後に、児童の実態を踏まえた具体的な助言をいただいた。

(3) 研修会の開催

8 月と 1 月に障害のある当事者の体験に基づく講話をとおして、インクルーシブ教育システムを構築するための県民への理解啓発を図った。

昨年度に引き続き、特別支援教育支援員を対象としたスキルアップ研修会を開催した。

(4) 先進校視察

視察には、対象校 6 校から各 1 名、県教育庁学校教育課指導主事 1 名の計 7 名が参加した。視察先は、平成 18 年度から「支援籍制度」を実施している埼玉県とし、埼玉県立本庄特別支援学校と居住地校である美里町立東児玉小学校の学校間交流や居住地校交流について視察し、取組状況を把握した。

(5) 普及活動

モデル地域での取組について、特別支援学校や小・中学校の教員、教育事務所や市町村教育委員会の職員を対象に成果報告会を実施した。

居住地校交流等に係る対象校の取組について実践事例集を作成し、小・中学校及び県立学校、市町村教育委員会、都道府県・政令指定都市教育委員会へ配布した。

【モデル地域内における取組】

担当者間で連絡会を設け、あらかじめ交流及び共同学習への基本姿勢や合理的配慮、学習内容を確認し合うなどして、対象児童が積極的に活動に参加できる体制整備を進めた。これらによって、対象児童の得意・不得意なこと、身に付けさせたい力、座席や関わり方、説明や指示の仕方等について事前に共通理解した。

平成 26 年度にタブレット型情報端末を整備した青森地区に加え、今年度は五所川原地区と八戸地区にも整備した。タブレット型情報端末を利用して調べたものを大画面に映し出すなど、視覚教材として活用した。また、情報ネットワークのテレビ会議システムを活用し、交流活動を行った。

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 日常的な関わり

交流及び共同学習を円滑に実施する上で、効果的であったと考えられることは、以下の3点である。

- ①年度始めなど、活動を開始する前に、特別支援学校の教員が交流校の児童を対象に「聞こえ」に関する事前学習会を行い、聴覚障害やコミュニケーションの仕方（正面から話しかける、はっきりゆっくり話しかける等）について理解を促したことで、対象児とのコミュニケーションに係る抵抗感を減少させるよう努めたこと。
- ②実施回数を増やし、児童同士の自然な関わりができるようにしたこと。
- ③放課後や休日の遊びについて、保護者同士がやりとりする機会を意図的に設定し、児童同士が休日や長期休業中に連絡を取り合い遊ぶようになったこと。

(2) 情報保障のための合理的配慮

聴覚障害のある児童に対する合理的配慮として、FM補聴システムやタブレット型情報端末の活用が有効であることが確認された。交流及び共同学習を円滑に実施し「十分な教育」につなげるためには、このような個々の障害の状態に応じた合理的配慮の提供が不可欠である。

(3) 合理的配慮協力員による指導・助言

合理的配慮協力員による指導・助言により、交流校においても授業における教員の説明の仕方などの授業改善が図られた。教員の話す速度や視覚的な支援など、聴覚障害のある児童にとって分かりやすい授業は、通常の学級の児童にとっても分かりやすいということが確認できた。交流及び共同学習を円滑に実施する上で、在籍校と交流校の双方の状況を理解した上で体制整備を進めるための支援を行い、「つなぐ」役割である合理的配慮協力員の配置は有効であった。

【課題】

交流及び共同学習を円滑に実施するためには、交流校における障害に関する理解啓発の取組が不可欠である。今後は、交流校の児童や教員が在籍校を訪問するなどにより、さらに障害理解を深め、合理的配慮を検討し「十分な教育」を実現していくことが必要である。

障害のある子供が十分な教育を受けられるための合理的配慮は、その基礎となる各自治体や学校等における環境整備である基礎的環境整備との関係で異なるものである。また、これらは障害種別や学習上又は生活上の困難の状態により異なってくる。

今後、本県において交流及び共同学習の一層の推進と充実を図るためには、各校において、本事業の取組を参考とし、一人一人の児童生徒の学習上又は生活上の困難を踏まえた合理的配慮について十分に検討することが求められる。